大紀アルミニウム工業所グループ 責任ある調達基本方針

大紀アルミニウム工業所グループ(以下大紀アルミグループ)は、あらゆる事業活動において、サプライチェーン全体に関わる法令・社会規範の遵守、環境・資源の保全、人権の尊重に配慮し、公正で公平な調達活動を推進します。また、サプライヤーをはじめとする取引先と相互信頼を築きつつ、共に持続可能な企業として社会的責任を果たしてまいります。

本基本方針は、大紀アルミグループの事業活動において必要な原料・製品・設備・サービスなどを取引先より調達するにあたり、大紀アルミグループの役員および従業員(社員、パート・アルバイト、契約社員等、当社の指示や指導に従う立場にある者を含む)が遵守すべき行動の基準を示すことを目的とします。

1. 法令・社会規範遵守

(1) 法令遵守

事業活動を行う国内外の関係法令、規制、および社会規範の趣旨を正しく理解し、 これを遵守する。

(2) 公正取引

公正な取引慣行を尊重し、顧客、取引先、競争相手のすべてに対し公正に接する ことを心がけ、情報の捏造、隠匿、機密情報の濫用、重要事実の不実表示その他 の不公正な行為によって、他者に不利益を与えてはならない。

(3) 不適切な利益供与および受領の禁止・賄賂などの禁止 インサイダー取引、贈賄等に関する法令を遵守し、それに留まらず、未公表の会 社重要情報の流出や賄賂性のある行為を行わない。

(4) 反社会的勢力排除

社会的責任および企業防衛の観点から、反社会的勢力とは取引関係およびその他いかなる関係も持たない。万が一、反社会的勢力とは知らずに、大紀アルミグループの意に反して何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

(5) 不正行為の予防と早期発見

会計および会計監査に関する事項を含む法令等違反行為または反倫理的と思われる或いは疑われる行為が適切な者に迅速に報告されるよう、社内規程を整備し、通報者のプライバシー保護と不利益な取扱いからの保護と共に不正行為の改善に向けた適切な処分、救済、および回復措置等を講じる。

2. 人権・労働

「大紀アルミニウム工業所グループ人権方針」および「大紀アルミニウム工業所グループ倫理規範」に基づき、大紀アルミグループの事業活動やサービス/製品に起因するものを含むサプライチェーン全体を通して、人権を尊重するとともに、健全で働きやすい職場環境を維持するため以下を遵守する。

- (1) 国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障がいの有無などを理由とするいかなる差別や嫌がらせを一切してはならない。
- (2) 強制労働、児童労働、および非人道的な扱い・人身売買によって得られた労働力を用いてはならない。
- (3) 従業員に支払われる報酬(最低賃金、超過勤務、法定給付を含むその他の手当や各種 控除を含む)に適用されるすべての法規制を遵守する。
- (4) 適切な労働時間(法定限度を超えない労働時間・休日、および法令に定められた休暇)の管理を行う。
- (5) 労働環境や賃金水準等の労使間協議を行う手段としての結社の自由および団体交渉権を尊重する。

3. 環境

大紀アルミグループの環境に関する基本理念、基本方針に基づき、アルミニウムの再生・製錬という企業活動を通じて、価値ある製品を提供することによって、社会の発展に貢献するとともに、地球環境保全のための継続的な改善を推進する。

- (1) 地球環境の保全活動推進のため、全社的に活動できる組織を整備し運用する。
- (2) 企業活動が環境に与える影響を的確にとらえ、技術的、経済的に可能な範囲で環境目的及び行動目標を定め、地球環境保全のための継続的な改善をはかる。
- (3) 環境関連の法律、規制、協定などを遵守することはもとより、自らの基準を制定し、より高い目標達成にむけて継続的に取り組む。
- (4) 会社すべての職域で、有害物質使用の低減、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減とリサイクルを推進する。
- (5) 全員への環境に関する教育、啓蒙を実施し、環境への理解を深めるとともに、積極的な環境活動への参画を促す。
- (6) 環境監査により活動を確認し、環境管理水準の維持、向上に努める。
- (7) 環境保全活動の実施状況については、全員への内容の周知とともに、必要に応じて外部への公表を行う。

4. 責任ある鉱物調達

紛争地域および高リスク地域において、非人道的行為を行う武装勢力の活動資金となっていること、人権侵害、贈収賄、および環境破壊などへの関与が懸念されることか

ら、経済協力開発機構(OECD)発行の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」に準じ、これらの地域において不当な方法で産出された鉱物、およびその加工品を使用しない。

5. 取引先との協同

責任あるサプライチェーン構築に向けて本基本方針を取引先とも共有し、課題把握に 努めながら協同して各種取り組みを行う。

6. 本基本方針に関する意識啓発

断続的な周知や社内教育を通じて本基本方針に関する意識啓発を行う。

7. 本基本方針の見直し

本基本方針については、関連する法令・規程に変更が生じた場合、大紀アルミグループを取り巻く環境や社会の変化により、事業に著しい影響を及ぼす事象が発生した場合、または5年毎に見直しを行うものとする。

本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役により署名されています。

2023 年 8 月 8 日 株式会社大紀アルミニウム工業所 代表取締役 林繁典